

岩手県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人西城病院	一関市大手町3番36号	一関西城病院訪問看護ステーションわかば	一関市大手町3番36号	令和8年4月1日
株式会社アンビス	東京都中央区京橋一丁目6番1号	訪問看護ステーションホスピス西城Ⅱ	一関市八幡町2番43号	令和8年6月1日
株式会社 i m a	大船渡市大船渡町字地ノ森27番地11 B号棟	母子小児訪問看護ステーションcocolu	大船渡市大船渡町字地ノ森27番地11 B号棟	令和8年7月22日